

東京都北区生活援助員活用促進補助事業補助要綱

30北福長第2053号
平成30年12月28日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、北区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（29北福高第8965号平成30年3月27日区長決裁）第4条第1項（1）ア（イ）に規定するいきいき生活援助サービスに従事する生活援助員（区長が指定する研修を受講し修了した者をいう。以下同じ。）の活用を促進するとともに、事業者の安定した事業運営に資するため補助金を交付し、もって地域の担い手育成を促進し、高齢者が住み慣れた場所で暮らし続けられる地域づくりを推進することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の対象となる者は、東京都北区介護予防・日常生活支援総合事業における指定介護予防・生活支援サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防・生活支援サービス事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する要綱（29北福高第8961号平成30年3月27日区長決裁。以下「人員基準要綱」という。）第2条第1項（11）に規定する指定いきいき生活援助サービス事業者（北区シルバー人材センターを除く。以下「事業者」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業は、人員基準要綱第2条第1項（12）に規定する指定いきいき生活援助サービスのうち、生活援助員が行った指定いきいき生活援助サービス（人員基準要綱第5条第1項に規定する訪問介護員等であって、区が指定する研修を受講していないものが提供した指定いきいき生活援助サービスを除く。以下同じ。）を対象とする。

(補助交付額)

第4条 この補助金の交付額は、生活援助員が行った指定いきいき生活援助サービス1回当たり700円とし、予算の定める額の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、北区生活援助員活用促進補助金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を付して区長に提出し、その承認を受けるものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 区長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、次条の条件を付して補助金の交付を決定するとともに、補助金の交付を受けようとする事業者に対し、北区生活援助員活用促進補助金交付決定通知書（別記第2号様式）によりその結果を通知するものとする。

2 補助金を交付しないことを決定した場合は、事業者に対し、北区生活援助員活用促進補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）によりその結果を通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 区長は補助金の交付に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 事業実績報告

事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）に係る会計年度が終了したときは、それらの事実があったときから20日以内に、北区生活援助員活用促進補助金実績報告書（別記第4号様式）に関係書類を付して事業の実績を区長に報告しなければならない。

(2) 違約加算金

事業者は、第10条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消され、第11条の規定によりその返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）について年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を

除く。)を納付しなければならない。

(3) 延滞金

事業者は、第11条の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(4) 事情変更による届出

事業者は、交付決定を受けた後に、事情の変更を生じた場合は、速やかにその旨を区長に届けて、その指示を受けなければならない。

(5) 他の補助金の一部停止

補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金の全部若しくは一部を納付しない場合において、他の同種の事務又は事業に対して交付される補助金があるときは、返還額を限度としてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺することがある。

(6) 関係書類の保管

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした関係書類を当該会計年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 区長は事業者から前条第1号の規定による事業実績報告書の提出があったときは、当該事業実績報告書を審査した上、適正と認められる場合は、交付すべき補助金額を確定し、事業者に北区生活援助員活用促進補助金交付額確定通知書(別記第5号様式)により通知する。

(是正のための改善措置)

第9条 区長は、第7条第1号の規定による事業実績報告の審査の結果この要綱に定める補助条件に適合しないと認める場合は、事業者に、当該補助条件に適合させるための措置をとるべきことを命じるものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 区長は、事業者が次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

2 前項の規定は、第8条の規定により交付すべき補助金の額の確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第11条 区長は、交付決定の全部又は一部を取り消したときは、期限を定めて当該部分に係る補助金の返還を命じるものとする。

(補助金の交付)

第12条 第8条の規定による通知を受けた事業者は、北区生活援助員活用促進補助金請求書(別記第6号様式)を区長に提出して、補助金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、必要な事項を審査の上、補助金を交付するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、健康福祉部長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成30年12月28日から施行する。

2 この要綱は、平成30年10月1日以後に生活援助員が行った指定いきいき生活援助サービスについて適用する。

年 月 日

北区生活援助員活用促進補助金交付申請書

東京都北区長 殿

(申請者)

所在地 _____

団体名 _____

代表者名 _____ 印

北区の介護予防・日常生活支援総合事業におけるいきいき生活援助サービスの提供事業者として、北区生活援助員活用促進補助事業補助要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 交付申請額 金 _____ 円

2. 添付書類

- (1) 北区生活援助員活用促進補助金申請額算出内訳書（別紙）
- (2) 補助対象事業の実施が確認できる資料

(事務担当者)

氏 名： _____

電 話： _____ () _____

F A X： _____ () _____

第1号様式 (別紙)

団体名： _____

(事業所名： _____)

北区生活援助員活用促進補助金申請額算出内訳書

No	生活援助員名	修了者番号	従事回数	申請額 (700円/回)
1			回	円
2			回	円
3			回	円
4			回	円
5			回	円
6			回	円
7			回	円
8			回	円
9			回	円
10			回	円

従事回数合計	回	申請額合計 (従事回数×700円)	円
--------	---	-------------------	---

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）

_____ 殿

東京都北区長



北区生活援助員活用促進補助金交付決定通知書

貴殿より申請のあった北区生活援助員活用促進補助金交付申請について、北区生活援助員活用促進補助事業補助要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 補助金額 金 _____ 円

2. 交付の条件

北区生活援助員活用促進補助事業補助要綱第7条のとおり

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）

_____ 殿

東京都北区長



北区生活援助員活用促進補助金不交付決定通知書

貴殿より申請のあった北区生活援助員活用促進補助金交付申請について、北区生活援助員活用促進補助事業補助要綱第6条第2項の規定により、補助金の交付をしないことを決定しましたので通知します。

年 月 日

北区生活援助員活用促進補助金実績報告書

東京都北区長 殿

(申請者)

所在地 _____

団体名 _____

代表者名 _____ (印)

月 日付で交付決定を受けた北区生活援助員活用促進補助金について、北区生活援助員活用促進補助事業補助要綱第7条第1号の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり報告いたします。

記

1. 実績報告額 金 _____ 円

2. 添付書類

- (1) 北区生活援助員活用促進補助金報告額算出内訳書
- (2) 補助対象事業の実施が確認できる資料

第4号様式 (別紙)

団体名： _____

(事業所名： _____)

北区生活援助員活用促進補助金報告額算出内訳書

No	生活援助員名	修了者番号	従事回数	報告額 (700円/回)
1			回	円
2			回	円
3			回	円
4			回	円
5			回	円
6			回	円
7			回	円
8			回	円
9			回	円
10			回	円

従事回数合計	回	報告額合計 (従事回数×700円)	円
--------	---	-------------------	---

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）

_____ 殿

東京都北区長



北区生活援助員活用促進補助金交付額確定通知書

貴殿より報告のあった北区生活援助員活用促進補助金実績報告書について、審査の結果、北区生活援助員活用促進補助事業補助要綱第8条の規定により、下記のとおり補助金の額が確定したので通知します。

記

補助金額 金 _____ 円

第6号様式（第12条関係）

年 月 日

東京都北区長 殿

(申請者)

所在地 _____

団体名 _____

代表者名 _____ 印

北区生活援助員活動促進補助金交付請求書

下記のとおり、北区生活援助員活用促進補助金を請求します。

記

請求金額 金 _____ 円